#### (裏) 記 載 方 法 等

#### 1 使用目的

この届出書は山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けている方が、租税特別措置法第70条の6の4第9項の規定により、納税猶予の特例の適用を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

この届出書の提出期限は、経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日になります。 ただし、相続の開始の日以後最初に到来する経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日が相続税の申告期限までに到来する場合には、その最初に到来する経営報告基準日に係るこの届出書は提出する必要はありません。

#### 2 記載方法等

(1) 記載事項1について

経営報告基準日とは、施業整備期間(注1)にあっては当初認定起算日(注2)から1年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日(当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあっては当該翌日)から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあってはその末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。

- (注1) 施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過 する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合 における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続 に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注2) 当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人(特定森林経営計画 につき過去に森林法第17条第1項の規定の適用があった場合にあっては、最初 の適用に係る認定所有者等)が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画 (森林法第11条第3項に規定する事項が記載された最初のものに限ります。) の始期をいいます。
- (2) 記載事項2(1)について

前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

- (3) 記載事項2(2)について
  - イ 前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到 来する場合には「前回の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、 該当する猶予中相続税額を記載してください。
  - ロ 納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の6の4第3項各 号及び同条第4項に掲げる日から2か月を経過する日になります。
- (4) 記載事項2(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が今回の基準日の翌日以後に到来すると見込まれる場合(租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び第4項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など)における、その猶予中相続税額を記載してください。

(5) 記載事項3について

記載欄には、前回の基準日の属する年から今回の基準日の属する年の前年までの各年分の山林所得に係る収入金額を記載してください。

ただし、前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告書の提出期限の属する年の前年までの各年分については記載する必要はありません。

様式

26

					-	猶予劉※	整理簿	検 ※	算	
					-	1100,000 10				
			9 0 0 00 <u>0.2</u> 0		-	林	業経営村	目続人の	氏名	
	特例山林の明紀	細書(兼特	例山林の異!	動明細書)						
特	例山林の明細及び特	例山林の異動	助状況は次のと	おりです。						
	届出書の「前回の 日」又は免除届出	5 V-25 PA. F.	の合計	/	立木の合		w dest	合	計額	
彗の	「死亡日直前の基」 」における特例山	面積 ha	<b>価額</b> ① 円		面積	11 a 2	<b>五額</b> 円	1)+2)		円
林の	合計額等		14							
	所在場所	Terror Section 1	二地 特例山林の	141 55	立木	特例	山林の	異重	功事由	
	100000000000000000000000000000000000000	面積	土地の価額円	樹種	面積	立木	の価額円	(事由が生		
特		ha	H		1	na	Н	( .		)
特例山林								( .	9	)
林の品									00	)
の異動状況										)
況							,	( .	•	)
	A =1	ha	③ 円		1	na ④	円	(·	9	円
	合計	19800	Y				70.00			
継続届	所在場所		二地 特例山林の	144 TAT-	立木	特例	山林の	仿	带考	
H		面積	土地の価額	樹種	面積		の価額			
書の		ha	円			na	円			
今回										
の其										
の基準日										
又は免除										
届										
出書										
の「死								ir.		
死亡日								P.		
に								3 -		
おけて										
特例										
における特例山林										
0		9	@ m			0	ITT	@ L @		177
明細	合計	ha	⑤ 円		ì	na 6	円	5+6		円

(資 12③-4-A4統一)

#### 記載方法等

#### 1 使用目的

この明細書は「山林についての相続税の納税猶予の継続届出書」又は「山林についての相続税の納税猶予に係る免除届出書」を提出する方が、租税特別措置法施行令第40条の7の4第16項又は同条第18項の規定により特例山林の明細及びその異動明細を届け出るために、これらの届出書に添付して使用するものです。

#### 2 記載方法等

(1) 「継続届出書の「前回の基準日」又は免除届出書の「死亡日直前の基準日」における特例山林の合計額等」の欄

この明細書を継続届出書に添付する場合には、継続届出書の2(1)に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載し、免除届出書に添付する場合には、免除届出書の1(1)に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載してください。

- (注) 価額については相続開始時点での相続税評価額を基に記載します。
- (2) 「特例山林の異動状況」の欄

この明細書を継続届出書に添付する場合には、継続届出書の2(2)に記載した猶予中相続税額に 対応する特例山林の面積及び価額を記載し、免除届出書に添付する場合には、免除届出書の1(2)に 記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載してください。

また、異動事由については、租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び第4項に掲げるいずれの事由に該当したかを記載してください。

- (注) 価額については、相続開始時点での相続税評価額を記載してください。
- (3) 「継続届出書の「今回の基準日」又は免除届出書の「死亡日」における特例山林の明細」の欄この明細書を継続届出書に添付する場合には、継続届出書の2(3)に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載し、免除届出書に添付する場合には、免除届出書の1(3)に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載してください。

また、納税の猶予に係る期限が今回の基準日の翌日や死亡日の翌日以後に到来する見込みである特例山林(租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び第4項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していないものなど)がある場合には、備考欄に「○年○月○日譲渡」などのように、特例山林の異動見込の概要を記載してください。

(注) 価額については相続開始時点での相続税評価額を記載してください。

通信日作	押の年	F月日	確認印	番	号
年	月	B			

納税猶予の適用を受けている山林について収用交換等による譲渡を <sup>第署受存</sup> <sup>32</sup>行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書

7	平成 年	月	日	
税務署長	1000			
₹				
届出者住所				
氏名				印
	話番号	<del></del>		)
, <del>-</del>				St.
租税特別措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を	受けている山	林につ	ハて、	次の
とおり収用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子				
項の規定の適用を受けるため、同条第2項又は第5項の規				200000
け出ます。	た し め ノ 内 レ	I H AR C	Paris C	С/Ш
17 Щ & 7 o				
性的山井の和佐 (準略) ナ巫 小本 左 P P	平成	年	月	
特例山林の相続(遺贈)を受けた年月日	昭和	4-	Л	H
被相続人	氏			
所	名			
1 収用交換等により譲渡した特例山林の明細				
(1) 所在場所				<del></del>
(2) 地 目 (3) 面 積				
(注) この欄に書ききれない場合には「届出書(付表)」	2.5-			n a
2 特例山林の譲渡をした日	平成_	年	月	日
3 特例山林の譲渡先 所在地				
7月11年				<del></del>
名				
4 その他参考事項				
※ 添付書類				
0 0				

関与税理士 印 電話番号

(資12③-13-1-A4統一)

## 使 用 目 的

この届出書は、相続税の納税猶予(租税特別措置法第 70 条の6の4第1項)の適用を受けている山林を収用交換等により譲渡した場合に納付すべき利子税について同法第 70 条の8第4項の規定の適用(この適用を受けると、利子税が通常の2分の1の金額に軽減されます。)を受けようとするときに使用してください。

# 納税猶予の適用を受けている山林について収用交換等による譲渡を行った場合 の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書(付表)

氏名

届出者 住所

所	在	場	所	土地又は立木の別	面	積	備	考
						ha		

(資12③-13-2-A4統一)

(注) 1 「公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類」に記載された

2 相続の後に分筆等があったものについては、その旨を備考欄に記載してください。

「譲渡を受けた特例山林」の内容と同じか確認してください。

(通知用)

猶予期限が確定	した山林についての	の相続税額の通知書
---------	-----------	-----------

			第_		是
	₹	平成	年	_月	_ [
住	所				
氏	名様				
		署長	印		
8	なたが	税につい	いては、		
租税	特別措置法第70条の6の4第1項の規定により、納税の猶予がなされ	っていま	したが	、次の	
とお	りその猶予期限が確定しましたので通知します。				
1	納税の猶予がなされていた相続税の額・・・・・・・			円	
2	猶予期限が確定した相続税の額(猶予確定税額)・・・・・			円	
	ほか利子税の額 (租税特別措置法第 70 条の 8 〈□該当・□非該当〉)			円	
3	引き続き納税の猶予がなされる相続税の額・・・・・・			円	
4	確定した相続税の猶予期限・・・・・・・・ 平成	年	月	日	
5	猶予期限が確定した理由				
-					

猶予期限が確定した相続税の額及び利子税の額は、上記4の猶予期限までに 意 同封の納付書に 急 より日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。

なお、上記4の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記2の猶予確定税額に、上記4の 猶予期限の翌日から完納のびまで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せ て納付してください。

(資12③-12-1-A4統一)

猶予期限が確定した山林についての相続税額の通知書

## 使用目的

この通知書は、山林の納税猶予適用事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、特例適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。

<b>整理簿</b> 検 ※ —	*	第
月日	月	
3		š
	F	印
- )	)	
この特例の通	列の適	加
F 0	В	E
_  /	/	
期限となり	ンた林 人の死 なりま	正亡
	人の死	正亡
期限となり	人の死	正亡
	年	- )

(資12③-2-A4統一)

# 使 用 目 的

この届出書は、山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けた林業経営相続人が税務署長に納税猶予の特例の適用を受けることを取りやめる旨の届出を、租税特別措置法第70条の6の4第3項第5号の規定により行うために使用するものです。

					17990	†印の年月日 月 日	確認	印	番	-
						91 F		猶予整理	a fotos 4-0	
ÌЙ	林につ	いての相続	税の納利	党猶 予(	の免除原	届出1	<b>F</b>	灣丁奎坦	簿 検 ※	_
	籍加									
		11 74 III E					平成	年	月	
\$* <u></u>		税務署長								
平成	年年	_月日に林業経	E営相続人(氏	名						
(住所								) <i>is</i>	死亡した	<u>-</u> の
租税特	别措置法第70多	その6の4第15項の規	定により、次	の相続税を免	除されたいの	で関係書	類を添	付して届け	出ます	0
rock in the same	(林業経営相総	売人の相続人)	(effe	<b>江平</b> 旦			) 4	1. 数数分担待		
住所			200	話番号 氏名	6 <del>7-1</del> 0	<del>-=</del> 0	20	林業経営相続 <i>)</i> との続柄	<u> </u>	
Ŧ	_		(40)	話番号	_	_	1	林業経営相続	le:	
住所			4.	氏名			recorded.	M来程音作統ク との続柄	<u> </u>	
₹			(雷	話番号	_	:==:	)	林業経営相続	Ĺ	
住所				氏名				との続柄		
Ŧ	_		(雷	話番号	-	_	) ;	林業経営相続	(	
住所		III A L Verte - III (4)	02077	氏名				との続柄	©. ©	
被相続		小場合は適宜の用紙は	記載してくた	さい。		70.	- 13			
〒 住所			氏名			相続(遺があった	贈) ·日 5	平成 年	E 月	
(1)	死亡日の直前 における猶予。 死亡日直前の	の基準日の翌日から列	(以下「死亡日	直前の基準日・・・・・・	」といいます					
	した猶予中相総	売税額 ・・・・・								
(3)	猶予中相続租	<b>党額〔(1)-(2)〕</b>								
							(内			F
2 免	除を受ける相	続税額 ・・・・								
3 杉	k業経営相続 A	の山林所得に係る収	1入金額							
			年分	所得税の申	告書の提出	CKE. 51200	林所得	に係る収入	1000002202	]
-		する年の3年前分する年の2年前分	年分年分			-			円 円	-
t	121	する年の前年分	年分						円	
従っ <sup>*</sup> 2 1	相続人に係る相総 て適正かつ確実に と同じ期間におい とを証する農林が	売の開始の日から林業経 経営が行われてきたこ て、森林法施行規則第 く産大臣の記明書 て、租税特別措置法第	とを証する市町 42条第2号に掲	村長の証明書 げる要件に該当	することにつ	いて引き紛	記って農	林水産大臣0	確認を	受け

### 記載方法等

#### 1 使用目的

この届出書は、林業経営相続人が、被相続人の相続税の申告書の提出期限の翌日以後に死亡した場合に、租税特別措置法第70条の6の4第15項の規定により、林業経営相続人の相続人が納税猶予の特例の適用を受ける相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

なお、この届出書の提出期限は、林業経営相続人が死亡した日から同日以後6か月を 経過する日になります。

#### 2 記載方法等

- (1) 届出者の欄は相続人等の全員が記載してください。
- (2) 記載事項1(1)について
  - イ 経営報告基準日とは、施業整備期間(注1)にあっては当初認定起算日(注2)から 1年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日(当初認定起算日以後10年を経過する日 の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあっては当該翌日)から猶予 中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの 期間にあってはその末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。
    - (注1) 施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。
    - (注2) 当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人(特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第1項の規定の適用があった場合にあっては、最初の適用に係る認定所有者等)が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画(森林法第11条第3項に規定する事項が記載された最初のものに限ります。)の始期をいいます。
  - ロ 死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出 期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受け た相続税額を記載してください。
- (3) 記載事項1(2)について
  - イ 死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出 期限までに到来する場合には「死亡日直前の基準日」を「相続税の申告書の提出期 限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。
  - ロ 納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び同条第4項に掲げる日から2か月を経過する日になります。
- (4) 記載事項1(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が死亡日の翌日以後に到来すると見込まれる場合 (租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び第4項に掲げる事由に該当している が、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など)における、その猶予中相続税 額を記載してください。

数 暑	受水平	国税庁長	官 殿		平成	年	月	B
	)		日 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	Ŧ				
				-				
			テリオ	6称				(fi)
						大・昭・平 年	月	日)
			代表者氏	C名				(1)
			ur%-	ARE.	@b≥1.vf. □			
			月収	未	電話番号		- 0	
(1) 租税	特別措置法第	340条第3項に規定する			(予定)日」欄に 予定 附土地上に建物等を			
財産等	が使用開始さ	れていない場合		建築する場合	利工地工に建物寺で		年 月	日現
<ol> <li>財産</li> </ol>	等が土地の場	合でその土地の上に建物	勿を建築中又	は建築する予定	こである場合	(17%		1. 70
建築着	Lの有無	入札年月日	建築確認	忍申請年月日	請負契約年月日	工事着工年月日	計負	契約金額
有	- 無	24				** *		i i
1000	2000 NAME - 2000	所 在 地						
	負業者る事項	名 称						
		-H 44)			1		- 生間	者と調う
10000	達(予定)年月	日 調達(予定)	方法	金額(予定)	11/15	己資金」を除く。)	17105	の関イ
築		借入・寄附・	自己資金	千円				
金			фа					
0		借入・寄附・	資金					
調問		借入・寄附・	自己資金					
達	• (•)	借入・寄附・	自己					
方		IN MILI	貝亚					
法	• :•:	借入・寄附・	自己 資金					
等 (注	E) 請負金額の	全額に係る建築資金の記	<b>間達方法等を</b>	記載してください	\ <u>`</u>			
2 DU	外の場合							
〔使用開始	冶されていない	い理由を具体的に記入し	<b>」ます。</b> 〕					
(2) 財産	等がやむを得	ない事情により寄附が	あった日から	ら2年以内に伸	用開始できない場合	又は和税特別措置	注筆 40 <b>冬</b> 質	在5項から
10 項(	の規定によりI	取得する財産等が譲渡等	等の日から1	年以内に使用限	開始できない場合	(平成 年	月	日現在)
	The state of the s	が、やむを得ない事情ない事情ない事情を具体的に記			ら2年以内又は譲渡	寺の日から1年と	内に使用で	さない場
					ph rama i i —	c	4 4	
					使用開始予	定年月日 平月	成 年	月 日
※ 税	務署整理欄 <sup>通</sup>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	送付区分	局不明	*	の項目は記入する。	必要がありま	ミせん。

## [記載要領等]

### 《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 40 条第1項の規定による寄附財産を寄附の日から2年以内に公益目的事業の用に直接供せないやむを得ない事情を届出する場合又は措置法第 40 条第5項から第 10 項の規定による譲渡等の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接供せないやむを得ない事情を届出する場合に使用します。

## 《記載要領》

この表には、届出書を提出する日にできるだけ近い日の状況により記載してください。

### 《添付書類》

- 1 財産等が土地である場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合
  - (1) 建築請負契約書の写し
  - (2) 建築資金の調達方法が確認できる書類(例えば、融資決定通知書の写し、補助金の決定通知書の写し等)
  - (3) 建築工事のスケジュール表
  - (4) 建築する建物の利用状況が分かる平面図
  - (5) 建築業者の選定経緯が分かる書類 (例えば、入札に係る理事会の議事録の写しなど)
  - (注) 建築完了後、①建築した建物の登記事項証明書等、②建築した建物の写真を提出してください。
- 2 財産等がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用できない場合又は譲渡等の日の翌日から1年以内に使用できない場合

そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類等

租税特別措置法第40条第10項の規定による公益法人等が幼保連携型認定こども園の 設置のために財産等を贈与する場合の届出書

#	受水田	国	税	庁		出者	在	地							平成		2	年 _		月			日	
					172	代表	者的	七名 .															<b>(</b>	)
					(	連絡兒	已)	名																
						電	話者	香号 .							312									
代替	L税特別措置 持資産又は 、)に贈与す	買換資	産を	、下	記の	とお	り幼	保連	携型	진認	定こ	2:	園	の電	设置	のた	めに	他の	公益	法				
寄附者	首に関する事	項									47													
当初常	导附年月日		BZ	和·		年			-			承	認	年	月	B		昭和	・平成		年	月		B
androne No. 1	mw l		住電話		PIT	(寄降 〒	付時	の住所	斤															)
	人に贈与しよ 才産等の寄附		7 1		-												_						-	)
			氏		名	CASTA NO.			eli Techelle	10000		0.653.943			220 633	All Control	15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 1		Arter Area and	(650)		NOT THE REAL PROPERTY.	200000	
承認を受け	ナた財産の明	和					_						1											
種類	細目		所	在	地		_	数	量	1	種	類	ň	H	目		Ē	F	在	地		_	数	量
							4			_			1											
							4								_							4		
201010	44	11-22-11		20																				
- 1,000 mm	(譲渡法人)				13.4:	20 D	237	7.3.3	Int	1 == 1	7 F	<b>⊋</b> 111 r				7			he					
幼稚園	園又は保育所	等の廃	止等の	) 認		100000	Oraca II	20(20)	図の申	請	∃ • <i>[</i> i	虽出日	1				区成		年	月日		B		
幼稚園	園又は保育所 法人に贈与し	等の廃 ようと	止等の	) 読 産等の	)贈与	予定年	Oraca II	20(20)	界の申	請	∃・♬	虽出日	1				区成区成		年年	1000		日日		
幼稚園 譲受法	園又は保育所 法人に贈与し	等の廃 ようと	止等の する財 <b>する</b> 則	を 産等の オ <b>産等</b>	の明	予定年	三月日	20(20)	恩の申						月開女	4	LI TYCES		0.5	月		日		
幼稚園 譲受法 3 譲受法	園又は保育所 法人に贈与し	等の廃 ようと	止等の する財 <b>する</b> 則	を 産等の オ <b>産等</b>	)贈与	予定年	三月日	20(20)	窓の申		日・届			定	目開女年月	日日	LI TYCES		0.5	月		日		
幼稚園 譲受法	園又は保育所 法人に贈与し	等の廃 ようと	止等の する財 <b>する</b> 則	を 産等の オ <b>産等</b>	の明	予定年	三月日	20(20)	まの申					定	年月	与 日 •	LI TYCES		0.5	月		日		
幼稚園 譲受法 3 譲受法	園又は保育所 法人に贈与し	等の廃 ようと	止等の する財 <b>する</b> 則	を 産等の オ <b>産等</b>	の明	予定年	三月日	20(20)	いません					,定	年月	5日	LI TYCES		0.5	月		日		
幼稚園 譲受法	園又は保育所 法人に贈与し	等の廃 ようと	止等の する財 <b>する</b> 則	を 産等の オ <b>産等</b>	の明	予定年	三月日	20(20)	8の申					,定	年月	5日	LI TYCES		0.5	月		日		
幼稚園 譲受社 3 譲受法 種 類	園又は保育所 法人に贈与し	等の廃ようと ようと	止等の する財 <b>する</b> 則	を 産等の オ <b>産等</b>	の明	予定年	三月日	20(20)	引 の 申					· ·	年月	日.	LI TYCES		0.5	月		日		
幼稚園 譲受法 3 譲受法 4 譲受法	園又は保育所 法人に贈与し 法人に贈与し 細 目	等の廃ようとようと	止等のする財	を 産等の オ <b>産等</b>	の明	予定年細 地	三月 E	1	カ*	数	量			· ·	年月	日.	区成		0.5	月	用目的	日		
幼稚園 譲受法 3 譲受法 4 譲受法	国又は保育所 法人に贈与し 細 目	等の廃ようとようと	止等のする財	を 産等の オ <b>産等</b>	の明	予定年細 地	三月 E	1		数	量			· ·	年月	日	区成		0.5	月	用目的	日		
幼稚園 譲受法 3 譲受法 種類 4 譲受法	国又は保育所 法人に贈与し 細 目	等の廃るというという。	止等の する財 する見	)	の贈与 在	予定年 細 地	三月 日	1	力	数	量		7	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	任 代表	日	平成 名		年	月 使》	電影	日的的	-35	
幼稚園 譲受法 3 譲受法 4 譲受法 幼保連携	国又は保育所 法人に贈与し 細 目 た人に関する 主たる事務所	等の廃るとようとようとようと	正上等のする財力を対する財力を表現しています。	シ 整 産等の <b>対産等</b> 所	の贈与 在	予定年細地地域を	名置等	0 1	力》	教	量	2)申請	· ·	を定・・・・・ · · · · · · 届出	任 代 表	日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	平成	平成	年	便	電話	日	-	
幼稚園 譲受法 3 譲受法 4 譲受法 幼保連携	国又は保育所 法人に贈与し 細 目	等の廃るとようとようとようと	正上等のする財力を対する財力を表現しています。	シ 整 産等の <b>対産等</b> 所	の贈与 在	予定年細地地域を	名置等	0 1	力》	教	量	2)申請	· ·	を定・・・・・ · · · · · · 届出	任 代 表	日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	平成	6276	年	便	電話	日	-	
幼稚園 譲受法 3 譲受法 4 譲受法 幼保連携	国又は保育所 法人に贈与し 細 目 た人に関する 主たる事務所	等の廃るとようとようとようと	正上等のする財力を対する財力を表現しています。	シ 整 産等の <b>対産等</b> 所	の贈与 在	予定年細地地域を	名置等	0 1	力》	教	量	つ申請 別に使	1日・ 3月 開	定・・・・・  届出	年月 代書	平日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	区成 名 易合 6	のやも	年	伊伊	電話	日	-	ます。
幼稚園 譲受法 3 譲受法 4 譲受法 幼保連携	国又は保育所 法人に贈与し 細 目 た人に関する 主たる事務所	等の廃るとようとようとようと	正上等のする財力を対する財力を表現しています。	シ 整 産等の <b>対産等</b> 所	の贈与 在	予定年細地地域を	名置等	0 1	力》	教	量	つ申請 別に使	1日・ 3月 開	定・・・・・  届出	年月 代書	平日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2名	のやも	年	月使り	電記事情	日的り	きみ	ます。
幼稚園 譲受法 3 譲受法 4 譲受法 幼保連携	国又は保育所 法人に贈与し 細 目 た人に関する 主たる事務所	等の廃るとようとようとようと	正上等のする財力を対する財力を表現しています。	シ 整 産等の <b>対産等</b> 所	の贈与 在	予定年細 地 地 を 事の設 り	名置等	0 1	力》	数 称 1 · ii	量	つ申請 別に使	1日・ 3月 開	定・・・・・  届出	年月 代書	平日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2名	のやも	年	月使り	電記事情	日的り	きみ	ます。

#### [記載要領等]

#### 《記載要領》

- 1 「届出者」には、措置法第 40 条第 1 項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等(譲渡法人)の主たる事務所の所在地等について記載し、 当該譲渡法人の代表者印を押印してください。
- 2 「1 **寄附者に関する事項**」の「住所」欄には、届出者(譲渡法人)に対し財産を寄附した者 の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
- 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第 40 条第1項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 4 「2 届出者(譲渡法人)に関する事項」の「幼稚園又は保育所等の廃止等の 認可承認 日・認可承認の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
- イ 幼稚園の廃止若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
- ロ 保育所の廃止の承認を受けた日又は承認の申請をした日
- ハ 保育機能施設の設置者変更の届出を行った日
- 5 「3 譲受法人に贈与しようとする財産等の明細」の「使用開始予定年月日」欄には、 財産等が幼保連携型認定こども園の事業に使用される予定年月日を記載してください。ま た、「使用目的」欄には、「こども園の園舎敷地」、「こども園の園舎」等、具体的に記載し てください。
  - (注) 「幼保連携型認定こども園」とは、旧幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)に規定する認定こども園である幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限ります。)) 又は幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)による改正後の認定こども園法に規定する幼保連携型認定こども園) をいいます。
- 6 「4 譲受法人に関する事項」の「幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の 認可日・認可の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。 イ 旧幼保連携型認定こども園の認定を受けた者の変更の届出を行った日
- ロ 幼保連携型認定こども園(旧幼保連携型認定こども園を除く。)の設置の認可を受けた 日又は認可の申請をした日
- ハ 幼稚園の設置若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
- ニ 保育所の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
- ホ 届出者(譲渡法人)が設置していた保育機能施設の設置者の変更を事由とする届出が行 われた日
- 7 「5 **その他参考事項**」欄は、その他参考となる事項や譲受法人に贈与しようとする財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 8 この届出書は「譲受法人に贈与しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。

#### 《添付書類》

- この届出書には、次の書類を添付してください。
- 1 届出者である譲渡法人及び譲受法人の登記事項証明書
- 2 譲受法人が措置法第40条第10項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 3 譲受法人に贈与しようとする財産等及び贈与予定年月日の記載がある契約書等の書類
- 4 上記《記載要領》 4 及び 6 の認可等を受けたこと又はその申請等を行ったことを証する書類
- 5 幼保連携型認定こども園の設置予定日の記載のある書類(認可等の申請書、理事会議事録等)
- 6 譲受法人に贈与する寄附財産等が贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型 認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができないやむを得ない事情がある場合 には、その事情に至った事実が確認できる書類

	新署 受かる	9 1	税	庁 長	官 殿			平成	_ 年	月 _	B	
				眉	田者 〒 所在地	ir						
					2 9 # +							
											<b>@</b>	
					(連絡先)							
					Tellin in V	)		-				
	認定前の名称		Today Isla	【公益言	忍定法第4条の 7 リ	)認定年月	E 3	平成 年	月	E]	har of D	
	主たる	事務所の	<b>听在地</b>		名	称		代表者名		電話番号		
	areast or American							S I I BUILDING		-		
	当初寄附年	月日	Bi	3和・平成	年 月 (寄附時の住所		承認	年月日	昭和	1・平成 年	F 月 日	
作成税理点	特定贈与等		TOTAL CARE	番号 カナ	で (電話番号 ー ー							
務税所生	た財産の著	<b>新附者</b>										
務 務所士 一 一 一 一 一 地	た財産の習		氏	名								
務税理士	た財産の著特定贈与等を	受けた財産	氏をの明細		ar A	= +11		**r =		(本 田	宇 繕	
務所所在地	た財産の習	受けた財産	氏		所 在	三 地		数 量		使用	実 績	
	た財産の著特定贈与等を	受けた財産	氏をの明細		所 在	三 地		数 量		使用	実 績	
意所所存在地税理士	た財産の著特定贈与等を	受けた財産	氏をの明細		所在	E 地		数 量		使 用	実 績	
1.药所在地	た財産の著特定贈与等を	受けた財産	氏をの明細		所 在	E 地		数量		使 用	実 績	
務所所在地	た財産の著特定贈与等を	受けた財産	氏をの明細		所在	E 地		数量		使 用	実 績	
意所序的化地 税理士	た財産の著特定贈与等を種類	受けた財産	氏をの明細		所 在	Е #		数 量		使 用	実 績	
超16号/	た財産の著特定贈与等を	受けた財産	氏をの明細		所 在	Е #		数量		使 用	実 績	
作成税理士	た財産の著特定贈与等を種類	受けた財産	氏をの明細		所 在	生地		数量		使 用	実 績	
包括唇子化地 配置 15 唇子	た財産の著特定贈与等を種類	受けた財産	氏をの明細		所 在	E 地		数量		使 用	実 績	

(資 13-36-A 4 統一)

租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 24 項の規定による公益法人等が 公益認定を取り消された場合の届出書

,	992, 1972,													
(	衛署受办四	国	税	庁 長	官殿				平成	_ 年			日	
					出者	=								
				油	所在	地								
					名									
														_
				(	代表者以 連絡先)	名							.0	<u> </u>
					氏	名								
					電話番	号								
	公益社日	司法 人及	び公益目	<b>才</b> 団法人	の認定等	に関する法律	車第 29	条第1	項又は領	第2項の	規定に	よる同	法第	
						たので、下								
	の規定によ	る届出を	します	0										
	認定取消し処	1分前の:	名称等					62		0				
	主たる	事務所の	所在地		100	リカ゛ i 杉		1	代表者氏名	ž	電話番号			
					-	·							232	
-	THE NAME OF THE	八十四日	- F	(1)	TIS. N	Mr Ln/1 + mi	11 #d	(= pr t	 二以上の事由があるときはそのすべての事E					
-	取得し処	し分を受け	た年月日		月又子	月し処分を安!	丁に事田		の事田か	めるとさ	らはその	1~((	の事田)	
	平成	年	日日											
	定款変更の有	無	定意	次変更年月	日	3			定款変更	の概要				
	□有□	平成	年 月	B										
作成税理士 (電話番号) 署名押印	当初寄附年	月日	E	昭和・平成	1000	承	認年	月日	昭和	・平成	年	月	日	
押話所理 印番所士 号在				所	(寄附時の	D住所								)
地	特定贈与等るた財産の寄			首 音 号	å					電話番号		N=4	=	)
	77, 122	1110 1111	フ リ	ガナ名										
	特定贈与等を受	受けた財産	の明細											
	種 類	細	目		所	在 地			数量		使	用	実 績	
	その他参考事項	Į.												
(														/
									<b></b> ₩σ	項目は記	己入する。	次要が	あり主せ	-hu

# 租税特別措置法第40条第\_\_\_項の規定の適用を受けることの確認書

								平成.	年	_月	日
玉	税	宁 長	官	殿							
					(石	催認を	した法人)				
					户	在	地				<u> </u>
					名	IJ Ħ	称				200
					代	表者日	<b></b>				<b>(II)</b>
					(j 氏	車絡先)	名				
					電	話番	: 号				***
当法	と 人は	、下	記の法人	人が租税特別	A STATE OF THE PROPERTY OF THE PERSON OF	Ottownski paker		の適用を	を受ける	ること	を
確認を	としま	す。				※裏面参	:照				

(特定贈与等を受けた又は特定贈与等を受けたとみなされた法人)

○参考事項(特定贈与等を受けた財産)

種類・細目 所 在 地 数 量

(注)特定贈与等を受けた法人が上記の規定を適用した場合には、確認をした 法人が、当該特定贈与等を受けた法人とみなされることとなりますので、 上記の規定適用日以降は確認をした法人に対して租税特別措置法第40条各 項の規定が適用されることとなります。

(資13-38-A4統一)

### 〔租税特別措置法第40条第 項の規定の適用を受けることの確認書記載要領等〕

#### 《使用区分》

この書類は、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第40条第1項後段の承認を受けた公益法人等(以下「当初法人」といいます。)が、同条第3項に規定する財産等について同条第6項から第10項までの規定の適用を受けようとする場合に、その財産等の移転などを受ける公益法人等(以下「引継法人等」といいます。)が、当初法人が当該規定を受ける旨を確認した際に作成します。なお、この書類を引継法人等が作成した後は、速やかに当初法人に交付してください。

#### 《記載要領》

- 1 「租税特別措置法第40条第\_\_項の規定を受ける・・・確認書」の\_\_には、次の区分に応じて次の数字を記載してください。
  - (1) 措置法第40条第6項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・「6」
  - (2) 措置法第40条第7項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・「7」
  - (3) 措置法第40条第8項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・「8」
  - (4) 措置法第40条第9項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・・「9」
  - (5) 措置法第40条第10項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・「10」
- 2 「(確認をした法人)」には、措置法第40条第3項に規定する財産等の移転などを受ける公益 法人等が、その主たる事務所の所在地、名称などを記載し当該公益法人等の代表者印を押印して ください。

なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「 $\bigcirc\bigcirc$ 市 $\triangle$ 区 $\times$ ×1丁目2番3号」というように記載してください。

- 3 「当法人は、・・・租税特別措置法第40条第\_\_\_\_項の規定を受ける・・・確認しました。」 の には、上記1に準じて記載してください。
- 4 「(特定贈与等を受けた又は特定贈与等を受けたとみなされた法人)」には、措置法第40条 第6項から第10項の規定の適用を受けようとする当初法人の主たる事務所の所在地、名称など を記載してください。
- 5 「○参考事項(特定贈与等を受けた財産)」には、移転などを受ける財産等について記載してください。なお、移転などを受ける財産等が複数ありこの書類に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。